

漢代の官文書簡牘と郡縣屬吏の研究 要約

章 瀟逸

本稿は前後編計五章の論考によって構成される。

前編の三章は、漢代の官文書についての考察である。

本稿の研究の出発点となったのが、2010年に湖南省長沙市で発見された後漢中期の簡牘史料群・長沙五一廣場東漢簡牘（以下、「五一簡」とする）である。その大部分を占めているのは官文書である。そのほとんどが複数枚の木簡による冊書であったが、二千年もの年月を経た現在では文章の排列がわからなくなっている。よって、この史料群を有効に利用するためには、まず古文書學の研究手法による基礎的考察が必要である。

第一章では、木牘に本文部分の全文が書寫されている五一簡の官文書「王皮事件木牘」をサンプルに、上行文書・下行文書・平行文書の順に文書簡牘を集成し、五一簡に見える往來行政文書について整理した。とりわけ、各種文書がそれぞれ使用している書式や、「唯」「財」「謁」「嚴」など特徴的な文書用語について考察を加えた。

この研究の一つの重要な発見は、五一簡の官文書に、以前の時代の官文書には確認できなかった、平出書式の活用による複雑な敬意・謙讓表現の一般化を跡付けたことである。上行文書の締めくくりの文では、目上の受信相手に對して懇願する書式「唯……財」「唯……謁」が一般化した。さらに平行文書の屬縣間文書や監察文書でも、受信者を平出していることが確認できる。

第二章では、中國の研究者・周海鋒氏により復元案を示された、五一簡の冊書「逐捕盜羅掙矛者未能得解書」という史料に注目した。まずは周氏の釋文訂正の補足として、五一簡における「正」と「三」の字例を集めて比較することにより、兩字の字形は形態的特徴において明確な違いが存在することを明らかにした。續いて、官文書の理解に関わる重要な用語「叩頭死罪死罪」「奉得」「有書」の考察を行なった。五一簡の上行文書の途中に出現する「（發信者名）叩頭死罪死罪」は、當該文書を發信する事由の説明の終了を示す語である。上級機關から命令文書を受信した場合、事由の説明としてはまずその受信した文書の内容を復唱する必要があるため、「（發信者名）叩頭死罪死罪」は同時に引用の終了を示す文言としても機能する。そのような上行文書では、さらに「奉得」という語が續く場合が多いが、これは「上級機關から頂戴した文書を重要視する」という姿勢を相手に示す意圖が込められた謙讓語である。

特に漢代の官文書の理解に重要なのは、「有書」の文書學的意義を指摘した点である。「有書」は「言」の字とセットで、「言……有書」として、主に下行文書において事柄を述べる内容の始めと終わりを示す書式である。この書式は秦代の里耶秦簡にも確認することができ、古い歴史を持つ。さらに文献史料『漢書』朱博傳にもその痕跡を残している。この用語の機能を指摘することにより、冊書「逐捕盜羅掙矛者未能得解書」は引用の中にも他文書の引用による論述が存在するという複雑な構造をしていることを明らかにした。この文書の書式と構造をケースとして、ほかの漢代官文書の理解を推し進めることが期待されよう。以上の第一章と第二章は對をなし、異なる方向から古文書學の手法を用いた五一簡の基礎的考察である。

第三章は第一章の結論を踏まえて、漢代の文字史料が書寫される形態について考察したものである。官文書以外の史料にも觸れているが、官文書の書式と書寫形態を考える上で重要な意味を有する。この章では、漢代を通して、私信・官文書（詔書・詔書に基づく官的編纂物・郡縣の行政文書）・石刻史料（墓誌・石碑・摩崖）に見られる平出・擡頭書式を整理した。

漢代において、平出書式が使用される場面は時代が下るにつれ、擴大していった過程が見られ、後漢時代では平出書式が以前よりも各種の史料に浸透したといえる。それに對して、擡頭書式の對象は、漢代を通して皇帝・皇室関連の用語・敬稱に限られる。漢代の擡頭書式は、主に形態上の變遷が見られる。前漢後半期から王莽時代までの詔書では、擡頭して行頭に置かれる文字と、同行の次の文字の間にさらに一文字から數文字分の空白が存在しており、後世の一般的な擡頭書式とは形態上の違いがある。後世の形式と合致する擡頭書式は、後漢時代後半期の石刻史料にはじめて出現した。兩書式の各種の形態は、敬意ないし權威の「格差」を表現するためのものである。

後編の二章は、漢代の郡縣屬吏についての考察である。

後漢時代の郡縣行政制度に對する關心は、後編の考察における問題意識の由來の一つである。前編で考察してきた官文書は、漢帝國の行政と統治の媒體であるが、同時にその地方行政の産物でもある。後編では、前編の考察を踏まえ、簡牘文書史料の増加により新しい知見が得られる、後漢の郡と縣の屬吏に注目することにした。郡と縣からそれぞれ一つずつ屬吏の官職名を取り上げて、それについて徹底的な考察を行なうことにより、ケーススタディを積みながら、側面から郡縣行政を觀察することを目指す。

第四章では郡の屬吏である督郵を考察の對象とした。督郵は屬縣に對する監察官として前漢中期以降の史料に現れるが、その本義とその性格にまつわる先行學説は錯綜している。その根本的な原因は、清末の學者沈欽韓氏の『漢書疏證』以降、督郵の議論に利用され續けてきた『文選』李善注本の佚文が、全く頼りにできないものであったことである。本章ではまず、先行學説を整理した上で、その佚文の信憑性について史料批判を行なった。

次に、漢代の官文書において、「督郵」と稱される職官の正式な肩書が前漢の「督郵史」から、後漢の「督郵掾」「督郵書掾」へと變化していったことを明らかにした。續いて、漢代における督郵と屬縣監察制度の展開を出土史料に基づいて考察した。

最後に、本章は各種史料より見た督郵と郡太守・國相と、そして督郵と縣の長吏との關係を検討した。屬縣の監察を任された督郵は、郡太守の地方統治において重要な役割を果たした。督郵とその直接の長官である郡守・國相との間には、「師弟」「君臣」に例えられるほどの、密接な關係が結ばれていた。その反面、縣の長吏らは秩級の上では督郵よりはるかに高い地位にあったにもかかわらず、その監察權に配慮したため、官文書では督郵に低い姿勢を示したことを、第一章と第三章の考察結果を手掛かりに明らかにした。

第五章では、主に縣の屬吏として五一簡の史料に現れる賊捕掾を考察の對象とした。臨湘縣の賊捕掾は、主に治安關係の實務に攜わる下級官吏として現れ、その主な職掌は、特定の亭を據點に、游徼・亭長を配下として、さまざまな刑事事件について捜査を行なうことである。治安關係の事務において、賊捕掾は賊曹をはじめとする縣廷の各機關により決定された命令に従って業務を執行し、文書により縣廷とさまざまなやり取りをした。前漢中期までに、臨湘縣の治安體制、特に事件捜査の體制は、賊捕掾を中心として行なうよう再編されたことが分かる。

また、先行研究に注目された賊捕掾と勸農掾の關係についても、改めて檢證を行なった。史料に現れる「勸農賊捕掾」の基本的性格は賊捕掾であり、春夏期に賊捕掾が勸農の職を兼ねる場合に使用された肩書であった。先行研究は賊捕掾でなく勸農掾のほうを重要視するがゆえに、漢代の賊捕掾について首肯できない見解が多いが、おそらくは時代が下る走馬樓吳簡に見られる「鄉勸農掾」の存在に引きずられていると思われる。